

第1編

貸金業法の目的と用語の定義

1 貸金業法の目的

貸金業法は、貸金業が我が国の経済社会において果たす役割にかんがみ、貸金業を営む者について登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うとともに、貸金業者の組織する団体を認可する制度を設け、その適正な活動を促進するほか、指定信用情報機関の制度を設けることにより、貸金業を営む者の業務の適正な運営の確保及び資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資することを目的とする（1）。

貸金業法では、貸金業を営む者の業務の適正な運営の確保及び資金需要者等の利益の保護と国民経済の適切な運営を資するため、以下のように規定している。

- ① 貸金業を営む者について登録制度の実施
- ② 貸金業に対する必要な規制の実施
- ③ 貸金業者の組織する団体を認可する制度の設置（貸金業協会）
- ④ 指定信用情報機関の制度の設置

2 定義

(1) 貸金業・貸付け

貸金業とは、貸付けを業として行うものをいう（2 I）。業とは、反復・継続して事業を遂行することであり、営業主（法人か個人か）を問わない。貸金業を行うためには登録が必要となり、登録を受けない者は、貸金業を営むことが禁止されている。登録を受けないで貸金業を営んだ者には、重い刑事罰が科せられる。

貸付けとは、次の①～④の行為のことをいう（2 I）。「貸金業とは、『貸付け』を業として行うもの」なので、①～④のいずれかを業として行うときは、貸金業の登録を受けなければならない。